

名称等	沼津御用邸記念公園を含む皇室ゆかりの施設連携が「国土交通省 ガーデンツーリズム登録制度」に登録されることとなりました
報道日時	令和元年5月28日（火曜日） 14時（国土交通省発表日時）
担当	都市計画部 緑地公園課 直通 055-934-4796 内線 2693

## 1 内容

国土交通省は、各地の庭園間の連携や多様な庭園の魅力の再発見を促進するため、「ガーデンツーリズム登録制度」を創設しました。沼津御用邸記念公園を有する本市は、静岡県東部地区及び神奈川県箱根町の皇室ゆかりの施設と連携した「富士・箱根・伊豆 皇室ゆかりの庭園ツーリズム」として申請を行い、本制度第1回目に登録されることが決定しました。

## 2 目的・理由等

沼津御用邸記念公園を有する本市では、本公園と同様に皇室ゆかりの施設である神奈川県箱根町の神奈川県立恩賜箱根公園、御殿場市の秩父宮記念公園及び三島市の三島市立公園楽寿園とともに、インバウンドを含めた観光客等の周遊性の向上や公園の新たな魅力創出、庭園技術・文化の伝承及び地域活性化に寄与すること等を目的に連携を進めています。その一環として、4施設合同で「富士・箱根・伊豆 皇室ゆかりの庭園ツーリズム」を計画として作成し、本制度に登録申請しました。

## 3 影響・効果

登録された計画については、国土交通省のホームページ等によるPRが行われることから、旅行会社との連携による観光客のさらなる増加等、様々な効果が期待できます。

## 4 特徴

- ・本登録制度への申請にあたり、各公園管理者である4自治体（神奈川県、御殿場市、三島市、沼津市）及び各公園の指定管理者を正会員として、また観光協会や民間事業者を賛助会員とした「富士・箱根・伊豆 皇室ゆかりの庭園ツーリズム協議会」を設置しました。今後の取り組みは、本協議会により進めていくこととなります。
- ・本件は、本日14時に行われた国土交通省の報道発表に合わせたお知らせとなります。詳細につきましては、5月29日に行います「沼津市定例記者会見」にてお伝えする予定です。